

山口県地域おこし協力隊OB・OGのPR動画制作に関する業務仕様書

1 業務委託の名称

山口県地域おこし協力隊OB・OGのPR動画制作に関する業務

2 目的

平成21年度の制度開始から令和4年度までに任期終了した本県の地域おこし協力隊は143名、そのうち、109名が県内に定着するなど、地域活性化の大きな力になっている。また、定住率76.2%は任期終了者数が50人以上の都道府県では全国1位であるなど高い水準となっている。

本事業では、任期終了後に県内に定住する地域おこし協力隊OB・OGの活動を紹介する動画を制作し、その活躍を広く発信することにより、定住を支援するとともに、新たな隊員のなり手の掘り起こしを図ることを目的とする。

3 業務委託期間

契約締結日から令和7年2月28日まで

4 業務委託の上限額

300,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 委託者（業務発注者）

「住んでみいね！ぶちええ山口」県民会議 会長 村岡 嗣政（以下「委託者」という。）
（事務局：山口県総合企画部中山間地域づくり推進課やまぐち暮らし創造班）

6 受託者（業務受注者）

所定の契約手続きにより、委託者と業務委託契約を締結し、本業務委託仕様書等に定める委託業務を委託者から受託し実施する者（以下「受託者」という。）

7 業務内容

(1) 本県の地域おこし協力隊OB・OGを対象とした動画制作

①内容

- (i) 任期終了後、本県に定住している協力隊OB・OGを対象とした動画とすること。
- (ii) 対象者は、子育て世代のOB・OGとすること。
- (iii) 以下の項目について、対象者（2名程度）にインタビュー撮影を行い、動画内に盛り込むこと。
 - ・協力隊への応募のきっかけ、地域を選んだ理由
 - ・隊員時代の活動内容、エピソード
 - ・現在の仕事、今後の展望
 - ・対象者にとっての山口県での子育て環境の魅力
 - ・後輩へのメッセージ

(IV) その他詳細は、委託者との打ち合わせにより調整すること。

② 規格等

(i) 動画の長さ

基本となる動画の長さを3分間～5分程度とし、各種 SNS 等での活用を想定した30秒のショートバージョンも制作すること。

(ii) 画質

ハイビジョン (HD1920×1080/60i) で制作すること。

(iii) ファイル形式

Youtube、各種 SNS 等で再生可能な動画形式で制作すること。

(IV) 言語

日本語

③業務の範囲

- ・企画の提案や構成に係る全ての作業
- ・委託者や関係者、関係団体等との調整など撮影に係る全ての作業
- ・映像に見合う音楽、字幕等を含む映像編集に係る全ての作業

(2) インタビュー・写真撮影等

- ① (1) のインタビュー内容については、テキストにまとめること。
- ② インタビュー時の写真(静止画)を3枚程度撮影すること。
- ③ 対象者の隊員時代の写真について、「住んでみいね!ぶちええ山口」県民会議事務局に提出することの了解を得た上で、3枚程度提供いただくこと。

8 成果品

(1) 納期

令和7年2月28日(金)

(2) 納入先

「住んでみいね!ぶちええ山口」県民会議事務局

(3) 納入物

- ① 動画データ(3分～5分 ver.、30秒 ver.)
- ② インタビュー内容をまとめたテキストデータ
- ③ インタビュー時の写真データ
- ④ 対象者の隊員時代の写真データ

(4) 納品方法

データを記録した記憶媒体

9 業務完了報告

受託者は、本業務が完了したときは遅延なく、業務委託報告書(任意様式)及び8に係る成果物を示す資料を紙媒体及び電子データで委託者に提出すること。

10 権利等

- (1) 本仕様書により制作された成果品の一切の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、完了検査をもって全て委託者に移転すること。
- (2) 委託者は、委託業務の成果品を利用するにあたって、著作者を表示することを要しない。
- (3) 委託者は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項に該当しない場合においても、委託業務の成果品の使用にあたり、使用様態に応じてサイズ、色調の変更、一部の切除その他の方法により改変を行うことができるものとし、受託者はこれに同意し、成果品に係る著作者人格権を主張しないこととする。
- (4) 受託者は、映像素材等として許諾が必要なものを使用する場合は、すべての手続きを行い、使用に係る費用もすべて負担すること。
- (5) 受託者は、成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
- (6) 第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。

11 個人情報の保護

この契約による事務を処理するための取扱いについては、「個人情報取扱特記事項」（別記）のとおりとする。

12 その他

(1) 協議

本仕様書に関して疑義が生じた事項及び定めのない事項については、すべて委託者と協議の上、これを解決するものとする。

(2) 秘密保持

- ・本業務に関し、受託者が委託者から受領又は閲覧した資料等は、委託者の了解なく、公表又は使用してはならない。
- ・受託者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。